

IV 各種届出・申請書・証明書等の手続き

1. 就学中の諸届

次の事柄については、学生センター教務課で所定の用紙を受け取り、必要な書類を揃えた上で、教務課へ提出してください。

(1) 休学・退学

病気、その他やむを得ない事由により休学あるいは退学しようとする場合は、保護者連署の「休学願」、「退学願」をもって願い出てください。病気の場合は医師の診断書を添付してください。

休学は半期を単位とし、休学期間中は在籍料 25,000 円を納入する必要があります。

(2) 復学

病気、その他の事由により休学した者が復学する場合には、保護者連署の「復学願」をもって願い出てください。

(3) 住所変更

住所を変更した場合は、住民票を添えて「住所変更届」を提出してください。

(4) 姓名変更・保証人（保護者）変更・本籍地変更

戸籍抄本を添えて、各変更届を提出してください。

(5) 連帯保証人変更

旧連帯保証人・新連帯保証人連署をもって、新連帯保証人の戸籍抄本を添えて、「連帯保証人変更届」を提出してください。

(6) 家族その他入学時に届け出た事項の異動・変更

学生センター教務課に申し出て、各変更届を提出してください。

2. 学生証

入学時に学生証を交付します。学生証は学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければなりません。必要に応じて提示を求める場合があります。

特に、定期試験の受験では、学生証の提示が必要です。定期試験時に学生証を所持していない場合には、自動券売機において受験許可証発行を申請（有料 500 円）することにより、受験することができます。同許可証の有効期間は当日限りです。

紛失・破損などした場合にも、自動券売機において、再発行の手続きをしてください。この場合の費用（1,500 円）は本人負担となります。再発行までに、1 週間ほどかかります。

卒業時または退学時には返却してください。

また、次の点において電子システムを導入しているため必ず学生証が必要となります。

① コンピュータ教室への入室（学生証を差し込み開錠するオートロック式）

- ② 授業の出席チェック（学生証による磁気チェックシステム）
- ③ 図書館への入館・退館、本等の貸し出し（学生証による磁気チェックシステム）

3. 各種証明書の発行

(1) 各種証明書

学生センターまたは情報センターにある自動券売機を使用して申し込んでください。通学証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）は無料です。成績証明書、卒業見込証明書、在学証明書等は1通につき200円です。

種類	費用	相談窓口	備考
在学証明書	200円	教務課	即日発行
卒業証明書 修了証明書(大学院)	200円	教務課	翌日発行
単位修得見込証明書	200円	教務課	翌日発行
成績証明書※	200円	教務課	即日発行
卒業見込証明書※ 修了見込証明書（大学院）※	200円	教務課	即日発行
健康診断書※	200円	健康安全センター	即日発行
その他の特別な証明書	200円	教務課	2～3日後発行
学生証（再発行）	1,500円	学生課	約1週間後
通学証明書	—	学生課	即日発行
学生旅客運賃割引証	—	学生課	翌日発行 有効期間 3ヶ月
受験許可証	500円	教務課	試験当日学生証を所持しない学生に発行

（「英文」は、約1週間を要します）

※就職活動で使用する証明書は、大学院2年生、学部4年生及び短大2年生が対象となります。

自動券売機で購入する際は、「就活用証明書&就活支援」メニューより購入してください。「証明書」が発行されましたら、横付けのプリンタから発行されるA4の「申請書」に必要事項を記入し、必ずキャリアセンターに提出して下さい。

証明書は、電話による申し込み受付は一切しておりません。

(2) 学割証

学割証制度は学生の修学に伴う保護者の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としてJRの負担において実施されています。1人当たり1年間10枚程度を目途に学生定員数分だけJRが大学に交付し、学生の次の事由により旅行する場合に限って大学が発行します。（この制度は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。）

- ① 休暇又は所用による帰省
- ② 実験、実習などの正課の教育活動
- ③ 文化部の活動
- ④ 運動部の活動

- ⑤ 就職または進学のための受験等
- ⑥ 見学旅行
- ⑦ その他

(3) 通学証明書及び学割証の発行

- ① 常時通学のために、通学定期乗車券を購入することが出来ます。この場合には通学証明書を添えなければなりませんので、証明書の発行を希望するときは、その旨を学生課に申し出てください。
- ② 学割証は、片道 101 km以上の旅行に使用できます。有効期間は発行の日から 3 カ月です。1 枚で往復乗車券も購入できます。
- ③ 学割証は 1 人当たりの交付枚数は原則として年間 10 枚以内、同時発行は 2 枚までです。
- ④ 学割証は記名された本人に限り使用できます。使用上の注意は学割証裏面に記載されています。不正に使用することのないよう十分留意してください。
- ⑤ 通学証明書、学割証のいずれも、長期休業中のアルバイト等を目的とするものは発行しません。